

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年4月1日から、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（設置主体を問わない。以下「設置者・事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

設置者・事業者が整備すべき業務管理体制は、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付費、地域型保育給付費の支給に係る施設として市町村から確認を受けている施設又は事業所（以下「施設等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

なお、届出は、子ども・子育て支援法（第55条）及び子ども・子育て支援法施行規則（第45条）により行う必要があります。

1 設置者・事業者が整備する業務管理体制

（子ども・子育て支援法第55条第1項、子ども・子育て支援法施行規則第45条）

当該事業者が確認を受けている施設または事業所の数	法令上必要な「業務管理体制の整備」の内容
1以上20未満	・法令遵守責任者（注1）の選任
20以上100未満	・法令遵守責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程（「法令遵守規程」）（注2）の整備
100以上	・法令遵守責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 ・業務執行の状況の監査（注3）の定期的な実施

○施設等の数は、その確認を受けた種別ごとに1つと数えます。

○保育所と小規模保育事業の確認を受けている場合、確認を受けている施設等は2つとなります。

（注1） 法令遵守責任者

法令を遵守するための体制の確保に係る責任者

（注2） 法令遵守規程について

業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守規程）には、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、設置者・事業者の実態に即したもので構いません。

※法令遵守規程を新たに作成する場合の参考に資するため、別添として「業務管理体制整備規程（例）」を添付しますが、あくまで一例であり、この例の通りでなければならないというものではありません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかるもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注3)「業務執行の状況の監査」について

設置者・事業者が社会福祉法人、学校法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に関係各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって子ども・子育て支援法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、設置者・事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての施設等に対して、年1回行わなければならぬものではありませんが、例えば施設等ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことができます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、設置者・事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出でください。

2 届出先

(子ども・子育て支援法第55条第2項、子ども・子育て支援法施行規則第46条)

特定教育・保育提供者の区分	届け出先
その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む）が一の市町村の区域 【=横浜市内のみ】に所在する特定教育・保育提供者	市町村長 【横浜市長】
その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 (例) 横浜市と川崎市(神奈川県内)と東京都に確認施設がある場合	こども家庭庁長官
上記以外の特定教育・保育提供者 (例) 横浜市と川崎市に確認施設がある場合(神奈川県内のみ)	都道府県知事 【神奈川県知事】

<届出先>

【横浜市長の場合】

〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課 運営指導係

TEL 045-671-3564

FAX 045-664-5479

【こども家庭庁長官の場合】

メールアドレス：gyomukanritaisei@cfa.go.jp

※原則メールでご提出ください。各様式は押印不要ですが、設置者・事業者の規定により、押印した様式を提出する場合は、電子媒体を上記メールアドレスに送付したうえで、原本を下記の宛先に送付してください。

〒100-6090

東京都千代田区永田町霞が関3-2-5

こども家庭庁成育局保育政策課業務管理体制検査官

TEL 03-6858-0127

【神奈川県知事の場合】

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課 調整グループ

TEL 045-210-4666

FAX 045-210-8956

3 届出が必要な場合について

① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

全ての設置者・事業者は、新規に関係行政機関に届け出る必要があります。

届出先が横浜市長の場合は別添の「第17号様式」に必要事項を記入し、保育・教育運営課にご提出ください。

提出先がこども家庭庁長官又は神奈川県知事の場合は神奈川県の様式を用いてそれぞれの所管部署に届出を行ってください。詳細は上記届出先に直接お問い合わせください。

② 施設等の新規開所による新たな確認等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合

この区分の変更に関する届け出は、変更前・変更後双方の行政機関に届け出る必要があります。

(例)

○これまで横浜市内にのみ施設が所在していたが、新たに市外に施設を設置した場合

→届出先：横浜市と神奈川県

○横浜市と川崎市と東京都に施設が所在していたが、施設の閉所により横浜市と川崎市ののみになった場合

→届出先：こども家庭庁と神奈川県

③届出事項に変更があった場合

上記②以外で、法人の名称や代表者の変更のような場合、当初届出を行った機関にその機関の様式を用いて変更内容の届け出を行ってください。横浜市の場合は別添「第18号様式」をご提出ください。

※ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。

○施設等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合。

○法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合。

設置者・事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。

横浜市の届出様式等はホームページに掲載していますので、データをダウンロードしてお使いください。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html>